



Tondabayashi City Public Hall Guidebook

公民館の歩き方



富田林市立公民館

はじめに

富田林市では、2000年（平成12年）10月に「生涯学習推進基本構想・基本計画」を策定し、「社会の向上」「あらゆる分野」「自主性尊重」「権利」「まちづくり」を基本理念とした生涯学習及び社会教育の推進に努めてきました。

策定から20年以上が経過した今日、社会状況は大きく変化しています。本市におけるこれまでの公民館活動の成果と課題を検証するとともに、ますます社会が多様化・複雑化する中で、なお私たちが暮らしやすく生きやすい、持続可能な地域社会を実現していくために、社会教育施設としての公民館に何ができるかを職員向けの冊子としてまとめた、「公民館の歩き方」を作成しました。

現代社会において大切な価値観の一つは多様性であり、多様性を認める社会になりましょう、とよく言われます。私たちはここからもう一歩進めて、多様性を認めながら、更に分断を乗り越えて、異なる立場の中から「共通の価値観を引き出す仕組みづくり」こそが、持続可能な社会や地域をつくるカギになるのではないかと考えました。異なる世代やバックグラウンドを持つ人々が集い、活動で関わる中で、立場を超えたコミュニケーションを学び、共通の価値観を見出してゆく——これらは実は、公民館を始めとする社会教育施設がこれまでにずっと実践してきたことではありますが、目的や動機付けを明確にすることによって、より充実した成果が得られるようになるでしょう。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、逆説的な形で、私たちは孤立した存在ではなく、多かれ少なかれ社会的につながった存在であることを意識せずにはいられませんでした。

人間の複雑な精神は、多くの人で形成される社会の中でこそ育まれるのかもしれませんが。かつて、地域社会の中では農作業など否応なく共同作業が発生し、自分の意志に関わりなく、社会的つながりは半ば強制的に成立してきました。しかし、多層的に構成された現代社会では、人は意識的に他者との関わりを持ち、その中で学ぶことが必要になっています。

コロナを経験した社会だからこそ、心地好い距離感を保ちながら、学びたいことを教わり、伝えたいことを教える「ゆるやかなつながり」が今後求められるのではないのでしょうか。

この冊子に書かれていることは一つの考え方であり、視点です。世界を見つめる視点を増やすことは、ある一点からの圧力によって押し潰されそうになったとき、目には見えない盾になってくれます。たくさんの方の見方や考え方を提供することによって、議論し、合意形成し、選択することが可能となるでしょう。「公民館の歩き方」は、今後の公民館を考えるための一つの視点であり、これを足掛かりにして多様で有機的な議論につなげたいと考えています。

最後に、本書の策定にあたり、格別なご高配と貴重なご助言を賜りました、東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授、大阪教育大学教育学部の出相泰裕教授、大阪大谷大学人間社会学部スポーツ健康学科の中道厚子教授に、深く感謝申し上げます。また、公民館運営審議会において、貴重なご意見やご提言を賜りました運営審議会委員の皆様をはじめ、アンケートを通じてご意見をいただいた富田林市民の皆様、関係者各位に心から御礼申し上げます。

目次

はじめに	1
「公民館の歩き方」の歩き方	4
第1章 社会教育とは何か	5
1、「社会教育」の起源	
2、戦前・戦後のわが国の動き	
3、社会教育の再出発	
4、現在 —— 見直される公民館	
5、社会教育は「サービス」ではない	
6、社会教育と生涯学習	
第2章 富田林市の公民館について	12
1、歴史	
2、主な事業	
第3章 利用者アンケート	19
第4章 公民館振興ビジョン	29
1、学びあう公民館	
2、学びたいとき、公民館がそこにある	
3、公民館で「市民力」を高める	
第5章 公民館のこれから	39
1、条件整備としての社会教育	
2、公民館を発明し直す	
3、「動的平衡」による持続可能性	
4、共通の価値観を引き出す仕組みづくり	
5、主催講座の意義・役割	
6、公民館職員の役割	
7、「ゆるやかなつながり」の場	

「公民館の歩き方」の歩き方

「公民館の歩き方」では、概要版は作りませんでした。

本書を手にとられたみなさんには、最初から最後まですべてをじっくりと読んでいただきたいと願っていますが、それでは読者に親切ではないかもしれませんので、ひとまず、以下のように章ごとの整理を行いました。尻込みされる方は、どこからでも関心の向く辺りから目を通してもらいたいですが、あえて選ぶなら、第4章「公民館振興ビジョン」にまずは目を通していただき、次に公民館の理想像を描いた第5章「公民館のこれから」を読んでもらえると、本書の見通しが良くなるだろうと思います。

第1章「社会教育とは何か」では、社会教育の起源を探りながら、戦前戦後の日本における社会教育を巡る状況とその定着、そして、現在改めて見直されつつある公民館の役割について検証していくとともに、社会教育と生涯学習の区別を確認します。

第2章「富田林市の公民館について」では、本市公民館の歴史と主な事業について触れながら、現状と課題を探っていきたいと思います。

第3章「利用者アンケート」では、2020年8～9月に行った公民館の利用者アンケートの結果を公表するとともに、その結果を分析します。

第4章「公民館振興ビジョン」は、本書の最も重要な章であり、本市がめざす公民館像として、①学びあう公民館 ②学びたいとき、公民館がそこにある ③公民館で「市民力」を高める、の3つを挙げ、その意図と具体的な方策について述べていきます。

第5章「公民館のこれから」では、第4章を受けて、公民館の意義や役割を総括しながら、公民館の理想像をいくつか提示して締め括りとします。

「公民館の歩き方」が、これからの公民館のあり方をみなさんと一緒に考えるきっかけになることを願っています。

第1章 社会教育とは何か

1、「社会教育」の起源

日本における「社会教育」的なるものの起源を辿っていくと、江戸時代の若者組（伝統的な地域社会において、一定の年齢に達した地域の青年を集め、地域の規律や生活上のルールを伝える土俗的な教育組織）や郷学（江戸時代から明治初期にかけ存在した教育機関のひとつで、藩校に準じた藩士の子弟を対象としたものと、庶民を対象としたものがある）などにその性格や萌芽を認めることができます。しかしながら、「社会教育」という概念が成立し、自覚的・組織的な活動が営まれるようになったのは明治以降のことです。

その背景には、欧米諸国が東アジアに勢力をのぼしていることに危機感を強めていた明治政府が掲げた「富国強兵」という政策の存在がありました。国を強くするためには国民に教育を施すことが重要であり、学校教育の普及徹底が充分でない点を社会教育に代位させようとする要請がなされたのです。そのため、戦前の社会教育には、国民の教化や思想統制といった性格が強く、戦後の民主的な社会教育とは区別して考える必要がありますが、一方で、明治後期までには、教育の領域を家庭教育・学校教育・社会教育の三分野に分ける発想方法が生まれていた点は注目しておくべきでしょう。

「社会教育」という用語は、外来語からの翻訳が多かった日本の教育（学）用語の中では、我が国独特の言葉である稀少な例ですが、当初「社会教育」という言葉は民間の通用語としての地位しか持っておらず、官庁用語としては、「通俗教育」が用いられていました。「通俗教育」は、一般大衆を対象とする平易な教育を意味し、大正後期まで用いられた用語でしたが、1921年（大正10年）に官制のうえでも「社会教育」と改称され、「通俗教育」に代わって、「社会教育」という言葉が定着しました。

2、戦前・戦後のわが国の動き

わが国では、明治10年代における学校制度の整備・充実の過程で、次第に学校教育以外の教育活動が自覚化され、学校教育への対概念として、別個の教育概念を必要とするようになってきました。そして、1920年（大正9年）に、各道府県に社会教育主事が置かれ、1921年（大正10年）には、文部省（当時）に初めて社会教育課（普通学務局内）が設けられます。当時の社会教育課が担当したのは、図書館、博物館、青少年団体、成人教育、民衆娯楽の改善、通俗図書認定、その他社会教育に関する事務でした。ただし、当時の社会教育主事の役割は国民教化に主眼が置かれており、現在の近代的・民主的な「社会教育」の概念は、1949年（昭和24年）の社会教育法制定によって確立されたといえるでしょう。

社会教育は、経済発展を宿命づけられた国民国家の形成過程において、学校教育とともに近代国民教育制度の一環として位置づけられつつ、民衆を国民へと育成する制度として、小学校区を基本とした地域コミュニティを基盤に制度化されていきました。

3、社会教育の再出発

戦後の社会教育施策は、1945年（昭和20年）9月に出された「青少年団体設置要領」に始まりますが、さらなる社会教育の実践の場として、公民館が計画されました。1946年（昭和21年）7月に、「公民館の設置運営について」（文部次官通牒）という文部次官による公式文書が、各地方長官宛に出されて、公民館設置の奨励がなされたのです。更に社会教育を推進するための国や地方公共団体の任務を定めた社会教育法が1949年（昭和24年）に制定されると、公民館の設置に一層の拍車がかかるようになり、1950年には、5,980町村に設置され、公民館数は20,268館を数えました。

先述の次官通牒の作成に中心的指導性を発揮した寺中作雄は、その著作の中で、「民主主義を我がものとし、平和主義を身についた習性とするまでにわれわれ自身を訓練しよう」（『公民館の建設』、1946年）、「社会教育の自由の獲得のために、社会教育法は生れたのであるということが出来る」（『社会教育法解説』、1949年）と述べていま

す。また、社会教育法は条文の約4割を公民館に関する条文が占め「公民館法」ともいわれています。社会教育法の制定と公民館の設置によって、地域に民主主義を紡いでいくという新たな目的を携えて、日本の社会教育は再出発したのです。

4、現在 —— 見直される公民館

その後、社会が経済発展して、都市部への人口集中が進み、人々の生活が会社勤めによる給与生活へと移行するにつれて、公民館は、人々が「住民」として「地元」の自治体を担うための「学び」の場所と、それを基礎とした自治体の振興のための教育機関としての性格を後退させて、人々が趣味や教養を学ぶ場所へと性格を変えていくことになりました。しかし、現在の大きな社会変動の時代を迎えて、再び公民館が持つその自治体振興の機能が見直され始めているのです。

今日、文部科学省だけでなく、総務省や厚生労働省など、自治振興や少子高齢化・人口減少の課題に取り組んでいる省庁が、地域住民や高齢者の社会参加と行政参画を促す観点から、公民館に着目しています。社会の大きな変動によって不安定の度を増す地域社会を、住民自身が「学び」をとおして地域の担い手となることで、安定させようとする政策的な志向が示されているのです。それは、そっくりそのままという訳ではありませんが、戦後すぐの公民館のあり方に近い、「自治」を支える住民の「学び」の場として、公民館と社会教育を位置づけ直すものだといえます。

5、社会教育は「サービス」ではない

“service”という言葉には様々な意味がありますが、日本で「サービス」という言葉は、「客をもてなすこと。また、客のためになされる種々の奉仕」という意味合いで使われることが多く、一般的にもそう理解されているのではないのでしょうか。同様に、「行政サービス」という言葉についても、本来の「利害を離れて国家や社会などのために尽くすこと」ではなく、「税金を払っている（もらっている）のだから、納税者をもてなすべきだ」という文脈で使われることが一般化されています。

社会教育は「サービス」なのでしょうか？

「公民館の設置運営について」（文部次官通牒、1946年）の中で、公民館とは「町村民の集合場所であること」「お互いの交友を深める場所であること」「青年団・婦人会などの文化団体の本部であること」「町村民の自主的要望と協力によって設置されること」などが示されています。公民館は「各団体が相提携して町村復興の底力を生み出す場所」であり、更に上からの命令で設置されるものではない、としています。町村民の自主的な要望と協力によって設置され、創意と財力によって維持されていくことを理想としていました。

そこには「サービス」という言葉はもちろん、サービスの考え方もありません。現代風にいえば、コーポレーション（協働）、あるいはコラボレーションという言葉や考え方に近いあり方が示されています。それが、「行政サービス」という言葉の定着とともに、社会教育や生涯学習までもがサービスであるという考え方に呑み込まれていってしまったのです。

他者依存的で、「待っている」感が強い、政治に興味がないのに政府に依存する、というのは、行政がサービス化してしまったことによる当然の帰結なのかもしれません。現在、公民館が注目されているのは、その自治体振興の機能が見直されているからだということも先にも述べました。

「サービス」が上げ膳据え膳のようなイメージであるとすれば、**社会教育とは、食べるものを自分で調理する、更には、食材となる野菜について学び、畑で育てるところから始めるもの**だといえます。

「顧客満足」や「費用対効果」といったサービスの論理だと、「関わる」とか「手伝う」あるいは「みんなで良くしていく」という意識は遠のくか、そもそも最初から生じないということになります。公民館に集う関係者たちが「自分たちの公民館だ！」という意識を育み、「自分たちでもっと良くしていこう」という多様な関与による「当事者意識」を醸成すること、つまり社会教育をサービス化するのではなく、かつての社会教育の理想を見つめ直し、それを実践していくことにこそ、社会教育がその本来の機能を発揮し、「学び」によって住民自治を作り直す可能性を見出せるのではないのでしょうか。

6、社会教育と生涯学習

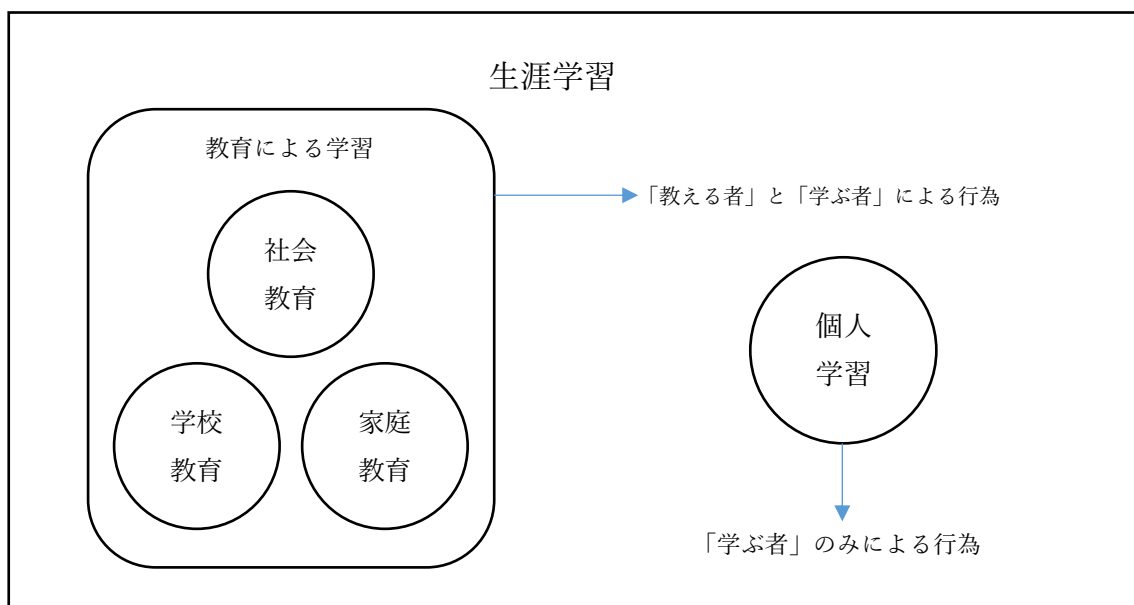
社会教育については、社会教育法第2条に以下のように定義されています。

社会教育法（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

つまり、**社会教育は「教える者」と「学ぶ者」による「組織的」な教育活動**であり、「学ぶ者」のみによる行為である「個人学習」とはその点が異なります。また、学校教育と家庭教育とも区別されます。社会教育では「学ぶ者」と「教える者」の関係性は流動的であり、相互に「学びあう」ことができます。

一方、生涯学習は、社会教育も個人学習も、学校教育も家庭教育も含めた、より大きな概念で、人々が生涯に行うあらゆる学習活動が含まれます。これらをイメージにしたのが以下の図です。 ※文部科学省「生涯学習・社会教育に関する基礎資料」中のイメージ図をもとに作成。



社会教育法では、社会教育のための施設として、図書館、博物館（科学館なども含めて）、公民館（社会教育センター、市民館、市民ホール）、公文書館が挙げられています。また、社会教育法には明記されていないものの、プール、スポーツ公園、青少年宿泊訓練施設なども社会教育施設と考えられています。

本市をはじめ、多くの公民館の施設利用が団体（グループ）活動に限られているのは、「部屋の有効利用のため」ではなく、公民館が社会教育施設であり、社会教育は、教える者と学ぶ者による「組織的な」教育活動であることに由来しています。

それならば図書館はどうなのか？という疑問を持たれるかもしれませんが、学習を提供する側（図書館）が組織的であること、また、読書を通じて図書館利用者に対する組織的・広域的な教育効果を信じ、読書による社会教育効果を実現すると考えられています。また、社会教育法が定められた1949年当時はまだ「生涯学習」という概念が無かったことから、法制上では社会教育施設ではありますが、機能的にはより広く生涯学習的なものも備えた施設だと位置づけられるかもしれません。

ただし、「組織的な教育活動」とは何を指すのかについては、研究者の間では解釈の分かれるところであり、社会教育の実施機関として、公民館と公共図書館の分担や相互の関係も、法的には明らかにはなっていない面があります。

いずれにしろ、社会状況が大きく変化する中で、その新しい環境に適応した学習欲求は高まり、市民が学びたいことを「どんなことでも」「いつからでも」学ぶことができる学習の受け皿づくりが行政には求められます。公民館においても、個人利用を一律に断るのではなく、夏休みの空き部屋を利用した自習スペースや、ロビーなどを活用することによって、1人でも気軽に立ち寄ることができる場と雰囲気醸成し、継続的な学習につなげていくことも重要です。一方で、同じ目的や志を持った人たちが集まり、そのグループ活動の中から生み出される知識やパワーも地域にとってなお必要とされるものであり、目的や欲求に応じた施設の利用方法やあり方が検討されるべきでしょう。

参考及び引用文献：

■はじめに

・ユヴァル・ノア・ハラリ、オードリー・タン対談「民主主義、社会の未来」

(AI新聞 (<https://community.exawizards.com/aishinbun/>) 掲載)

- ・テッド・チャン「ソフトウェア・オブジェクトのライフサイクル」(早川書房『息吹』所収)
- ・朝井リョウ「子どもにとっての言葉」(文藝春秋『風と共にゆとりぬ』所収)

■「公民館の歩き方」の歩き方

- ・平野啓一郎『「カッコいい」とは何か』(講談社現代新書)

■第1章

- ・宮坂広作『明治期における社会教育概念の形成過程 -社会教育イデオロギーの現形態-』
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/kyoiku1932/33/4/33_4_282/_pdf)
- ・岡本包治・山本恒夫『社会教育講座 第一巻 社会教育の理論と歴史』
- ・月刊公民館 2019年5月号「公民館の道しるべ」(下)
- ・国生寿・八木隆明・吉富啓一郎『新時代の社会教育と生涯学習』
- ・牧野篤『公民館はどう語られてきたのか 小さな社会をたくさんつくる①』(東京大学出版会)
- ・月刊『公民館』2015年4月号
牧野篤「住民がアクターとなる「学び」の場 (前編)」
- ・月刊『公民館』2020年8月号
公民館トリビア (下)
- ・小野田正利『親はモンスターじゃない！ イチャモンはつながるチャンスだ』(学事出版)
- ・高山正也『歴史に見る日本の図書館 知的精華の受容と伝承』(勁草書房)

第2章 富田林市の公民館について

1、歴史

富田林市に公民館が設置されたのは1953年（昭和28年）です。その後、幾度かの移転、改修等を経て、現在の中央公民館が1976年（昭和51年）、東公民館が1981年（昭和56年）、金剛公民館が1983年（昭和58年）、中央公民館喜志分館が1989年（平成元年・当初の名称は文化センター）に開館しました。

1953年12月8日付の「富田林市広報」では、公民館の開館をトップ記事として掲載し、以下のように記しています。

「市民待望の富田林市立公民館は九月議会で設置が可決され旧市庁舎を改造して十一月から開館する運びになった。市民の文化向上に資する機関として市民各層の利用を望む次第であります。公民館はおおむね次の事業を行うことになつてをります。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、実習会、展示会を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備えてその利用をはかること。
- 4 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を市民の集会その他公共的利用に供すること。

公民館を運営する上に運営審議会委員会を置くことになつているが本市の運営審議会委員は次の諸氏に御願することになりました。（以下略）」※原文ママ

昭和30～40年代の大阪府内の公民館活動は盛んで、本市のみならず、豊中市や貝塚市など、各自治体の公民館活動が注目を集め、個性的な職員も多数在籍していたようです。1955年（昭和30年）には大阪府公民館振興協議会が、1956年（昭和31年）には南河内地区公民館振興協議会がそれぞれ結成され、府内の公民館の横のつながりも組織化されました。また、1960年（昭和35年）には富田林市が優良公民館として全国推奨を受けたことが記録として残っています。

事業面では、同和問題をはじめとする人権教育、障がい者理解、女性問題、高齢者問題等に、国連の推奨する国際年に呼応する形で積極的に取り組み、本市における、それぞれの担当課の誕生に側面から貢献してきたといえます。

加えて、富田市の公民館では、早期から社会教育主事等の専門職を配置してきました。社会教育法には、その公布以来「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる」と記されていますが、現実には公民館の専門職として職員採用を行う市町村は少なく、長らく本市の特色となってきました。現在は、公民館に配属された後に、社会教育主事講習で資格を取得した職員が事業企画の中心を担っています。

2、主な事業

(1) 主催事業

本市公民館では、その事業として、子育てに関する家庭教育学級、女性（男性）を取りまく諸課題を学習する女性（男性）セミナー、高齢期の健康や生きがいを探る高齢者教室など幅広い年代、性別を対象とした課題学習のほか、生活を豊かにする芸術・工芸系の教室、地域の歴史や文化を学び郷土愛を育む事業など幅広い学習テーマを設定し、多彩な講座を展開してきました。また、託児教室を適宜付設して、子育て世代の便を図ったり、障がい福祉課等の協力により手話通訳の配置を可能な限り取り入れるようにしています。「公民館講座」の充実は、長らく富田林市立公民館が維持し続けている特長でその質・量とも大阪府内はもちろん、中央・東・金剛公民館が全国優良公民館表彰を受けるなど、全国的にも高く評価されてきました。

これまでに実施してきた、特色ある公民館事業については別表（p18）に記載していますが、あからさまに振りかざすことなく現代的課題を内包させたり、多くの人に「参加してみようかな」と思ってもらえるような題名を考えたり、という発想力・企画力のある事業担当職員が求められます。

当館では、この10年余、再任用職員・期間任用職員の割合が正職員を上回る状態が続いています。正職員以上に社会教育への熱意ある人材を登用できるメリットもありま

すが、そのためには専門性を高める研修などの機会が現在以上に必要になってきます。

また、勤労者層や学生の参加を促すには、夜間や土・日開講の事業の充実が望まれますが、現実には受講生の年齢分布が平日昼間とあまり差異がないという傾向も見られ、より幅広い層が積極的に参加できる事業をめざして、今後もカリキュラムやテーマについて研究を重ねていくことが肝要だと思います。

(2) 公民館クラブ活動

富田林市では、1973年(昭和48年)に「富田林市公民館クラブ協議会(現中央公民館クラブ連絡会)」が結成され、その後、1982年(昭和57年)に東公民館クラブ連絡会、1985年(昭和60年)に金剛公民館クラブ連絡会が生まれ、3館の協働のための組織として同年富田林市公民館クラブ連絡協議会が結成されました。

本市の公民館活動の特長として、公民館とクラブ連絡(協議)会がお互いに良い関係を保ちながら活動を展開してきたことが挙げられると思います。例えば現在活動しているクラブの多くが、公民館主催講座の参加者を元に結成され、その後自主的な活動を長く続けています。また、公民館との連携協力事業はクラブ連絡会だけでなく、クラブ単独でも行われていて、市民への学習機会の提供とともに、クラブの活性化に寄与しています。

現在「公民館クラブ」は3館を合わせて約130のクラブ、約2,000人が活動し、公民館活動の中心を成しています。例として、平成30年度の3館総利用者数103,012人のうち、クラブ関係の利用者数は73,978人、つまり約7割を占めている状況です。この数値だけを見ると、「公民館は公共施設なのに、クラブの人達だけで独占的に使用している」と批判的に見られるかも知れませんが、公民館クラブは基本的に「市民であれば、定員に余裕のある限り、いつでも、誰でも参加できる」開かれた団体であることを強調しておきたいと思います。また、新たなクラブの参入も歓迎しています。活動内容は、文化・芸術、スポーツ、ボランティア活動など多岐にわたっていて、主催事業だけでは到底充足できない豊富な生涯学習機会を市民に提供しているのです。そして、「**学び、集い、高めあう**」という日常的な社会教育活動は、継続的に行われる公民館クラブ活動で実現するものであり、そこで生まれる人と人とのつながりは、ともすれば地域での孤立を生みがちな現代社会の問題を解消する重要な役割を果たしています。

公民館クラブは、それぞれ「学ぶ者」が主役の自主的な活動を行い、活動を通して「仲間づくり」に努め、単に自分たちで学ぶだけでなく学校行事や福祉施設等へのボランティア活動などにも積極的に取り組んでいます。

クラブ連絡会では、「公民館まつり」の開催をはじめ、人権や平和を考える憲法月間行事（中央）、納涼の夕べ（東）、人権週間事業（金剛）など、地域づくりに寄与する事業や、クラブ体験イベント・クラブ一日入門講座、また、3館合同事業（作品展など）など、常に地域に開かれ、地域の交流と活性化に貢献する活動を行ってきました。

現在の課題としては、地域人口の高齢化と歩調を合わせて、クラブ構成員の高齢化とそれに伴うクラブ活動の減衰が見えることです。特に歴史の長い中央公民館に顕著で、平成21年度に1,736件、29,520人だった年間利用件数・利用者数が、平成30年度には1,433件/24,546人、クラブ数も59から45に減少しています。東・金剛公民館では件数/人数とも増加がみられるものの、構成クラブ員の高齢化や活動のマンネリ化の傾向がみられます。もちろん、高齢者の公民館クラブへの参加は活力ある生涯学習の基本となるものであり、悲観的に捉えられるべきではありません。単純な「世代交代」ではなく、勤労世代や若者世代と高齢者がともに活動できる場としての公民館クラブの活性化を図っていくべきと考えます。

（3）施設管理・運営

・公民館施設の利用

公民館は単なる「貸部屋施設」ではなく、社会教育法第20条にあるように「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」施設です。

特に社会教育法では第23条で公民館が「行ってはならない」こととして、

- ①もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ
その他営利事業を援助すること。
- ②特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

③（市町村が設置する公民館は）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。

を挙げています。いずれも教育や学習における、思想・信条の自由と公金で運営される公民館の非営利性を保証するための項目であり、他の「貸部屋施設」と公民館を区別する重要なポイントです。

富田林市の公民館では、公民館の「営利・政党・宗教」に関わることについて厳密に対処してきました。しかし、NPO など、法制定時には存在しなかった市民活動の出現や、特定の政党に関わる活動を禁止する反面、地方自治への市民意識を高める役割も担っている公民館の立場など、施設の使用申請を受理するときに、判断に迷う事態も多くなっています。

そこで、2014 年（平成 26 年）に「富田林市立公民館施設使用団体登録」制度を制定して、施設利用を希望する団体には事前に登録してもらうことにより、通常の受付事務をスムーズに行えるようにしました。併せて従来は市の条例・規則で規定していた公民館利用の細目を「公民館施設利用要領」にまとめ、日常業務の様々な課題を PDCA（計画⇒実行⇒チェック⇒改善）サイクルにより、小まめに見直すようにしています。最近の見直しでは、従来前日までだった施設使用申請を、当日まで可能にしました。

今後も、窓口からの問題提起や市民の意見を取り入れながら、常に「より使いやすく、市民の学習活動や交流を支援する」要領の改善をめざします。

・施設・設備・備品管理

富田林市の公民館は「1、歴史」で述べたように、一番新しい喜志分館でも 1989 年（平成元年）、中央公民館は 1976 年（昭和 51 年）と、開館後 30～40 年以上を経過していて、その間に耐震工事など中規模の施設改修は行ってきたものの、施設・設備・備品の改修・修繕・更新が、長引く財政事情の厳しさを背景に遅れているのが事実です。

特に、これからの高齢社会では必須となる、エレベーターの設置（現状：喜志分館のみ設置）や、館内でのインターネット利用環境の整備、また、最近の温暖化に対応して環境性能に優れた空調機の導入など、喫緊の課題に直面しています。

一方で、快適な施設環境の整備は、公民館と一般施設（コミュニティセンター・文化施設）との区分けを曖昧にし、利便性の向上が公民館活動の特質である「学び、集い、高めあう」という公民館活動の本来の目的を薄めてしまう恐れもあるのではないのでしょうか。あるいは、高額な設備投資は「受益者負担」の名のもとに、安易な有料化につながるかもしれません。

公民館には、物作りや DIY 等に長けた講師や利用者の方が沢山おられます。構造物や生命に関わること、雨漏りの改修など専門業者に委ねなければならないことは別にして、壊れかけた設備や備品に手を加えて長く使ったり、別の道具として再利用したりといった工夫の跡も、公民館では随所に見られます。また、「みなさんが喜ぶなら」と中央公民館別館や東公民館ホールの舞台など高額なご寄付を戴いたといったことも、公民館の歴史には数多くありました。そのような施設との関わりから、「自分たちの施設」としての意識も生まれています。

主催事業と同様、「要求課題」に対応するだけで事足りりとするのではなく、公民館で活動する市民と行政側が知恵を出し合い、本当に価値のある施設づくりの着地点を探していく必要があるでしょう。

参考文献

- ・『ふれあい』富田林市立公民館創立 30 周年記念誌（1983 年）
- ・『あしあと』富田林市立公民館創立 40 周年記念誌（1994 年）

別表「富田林市立公民館の特色ある事業」（1983年以降）

	年度	事業名	内容等
1	1983年～	納涼の夕べ	毎年行う東公民館の夏まつり
2	85年	チャレンジ大凧	たたみ6畳大の大凧を作る。市こども会連合会主催「新春たこあげ大会」に参加
3	86年～	憲法月間行事	クラブ連絡会(利用者団体)と共催で毎年様々なテーマのもと人権学習を行う
4	88年～	春一番コンサート	公会堂を利用して世界の民族音楽などを紹介(年1回)
5	90年～92年	演劇入門講座	市民劇団「つつじ満開座」を結成。現在も独立して活躍中
6	92年～	日本語よみかき教室	外国から日本に移り住まれた方々の交流の場として継続中(火曜夜・水曜朝)
7	92年～94年	手作り飛行機教室	学校週5日制に伴い、市内各小学校を巡回して行う
8	95年～	公民館特技登録制度「町のすぐれ者」募集始まる。現在登録者約70名	
9	93年	40周年記念事業	新屋英子ふたり芝居をオーディションから公演までプロデュース
10	93～95年	世代間交流講座	よみうりTV『鳥人間コンテスト』にチャレンジ、95年滑空機部門に出場
11	94年～	巡回公民館講座	自治会・婦人会・老人会・PTA等と共催で実施
12	95年～	中年探偵団	中年男性の参加と市民による講座企画集団を目指す
13	95年～00年	大坂文化を考える	大坂の町人学者を中心に、座学と現地学習でその真の姿を探る
14	95年	巡回公民館講座	「いじめを斬る」(講演会など)各中学校で実施
15	96年～	巡回公民館講座	CAP(子どもへの暴力防止プログラム)で、各幼稚園・小学校を回る
16	97年～98年	市民セミナー	『南河内ことば辞典を作る!』実施。01年秋「河内弁辞典 やいわれ!」出版(発行部数7000部)
17	98年～01年	市民中学・本日開校	中学校で市民向けに学校の授業を全教科、体験的に行う
18	99年～11年	アジアの映画まつり	めったに見られないアジアの映画を上映(年1回2日間、平均3本)於:公会堂
19	99年～09年	金剛じっけん農場	生ごみの肥料化を通じて家庭ごみの減量と環境・食の安全を考える事業
20	2000年～	ライブ2000	地域で活躍するアーティスト達によるライブ。隔月実施(07年度末で49回実施)
21	01年度	文部科学省委嘱事業	全国に向けジェンダーエッセイを募集。02年「めざめる女 つぶやく男」出版(2000部)
22	02年10月	全国優良公民館表彰	受賞(中央)
23	03年～	ふれあい体ほぐしの体操	三中学校区内小学校、支援学級の子どもの交流
24	04年1月	創立50周年事業	「南・中北河内ブロック大会」と合同開催、記録を記念誌に掲載 テーマ「公民館に明日はあるか?」
25	04年	めざせフルマラソン	マラソン未経験者を対象にフルマラソン完走を目指す!(出場者全員完走・最高齢81歳)
26	04年10月	全国優良公民館表彰	受賞(東)
27	04年～13年	南河内再発見講座	南河内を調べる・見る・感じる
28	06年～	古典芸能シリーズ	主に子ども対象に狂言(06)・尺八(07)・落語(08・大人対象)などを学ぶ
29	06年5月～	映像講座	「多文化共生を映像作りから考える」(在日外国人と気楽に付き合うビデオ作り)
30	06年10月	全国優良公民館表彰	受賞(金剛)
31	07年5月	とんだばやし葦船学校	喜志辰池の葦で葦船を作り辰池で乗船会(その後、葦船は各種イベントに貸し出し)
32	09年7月	富田林まるわかり読本	中年探偵団よりご当地検定の問題集を発行(発行部数3000部・講座は07～09年で実施)
33	10年～12年	芸大の学生さん達が撮った映画上映会	協力:大阪芸術大学映像学科
34	13年～	石川の自然散策	石川で見られる野鳥や生物の観察会
35	14年～	富田林百景	ブログで発信!富田林のオモロイところ、市内石灯笼調査、等
36	15年～	アートおどろく公民館	関西の一线で活躍するアーティストを招聘し、多様で最先端なアートの世界を体験する
37	16年～	富田林で一番受けたい授業	大阪府立富田林高等学校と連携した特別教室企画
38	17年～	プラスバンド演奏会	市内の中学校と連携した吹奏楽部の演奏会
39	19年1月20日	小説家・平野啓一郎講演会	中央公民館クラブ設立45周年事業「他者を愛し、自己を愛する。」と題して実施
40	19年5月～	富田林発! 雅楽器バンドをつくろう!	市民による雅楽器の演奏グループ結成を目指して実施(その後、クラブ結成)

第3章 利用者アンケート

I. 調査概要

1. 目的

公民館利用者の学習欲求や意見等を、「公民館の歩き方」と今後の公民館のあり方に活かすために、アンケートを実施。

2. 調査対象

公民館利用者

3. 調査日

2020年8月18日（火）～2020年9月17日（木）

4. 調査方法

公民館の窓口で配布し、施設利用後に回収。

5. 調査内容

項目	内容
回答者の属性	・年齢 ・校区 ・職業 ・公民館の利用回数
公民館の利用評価	・公民館の館数（現在3館） ・開館時間（9時から21時） ・使用時間の区分（午前・午後・夜間） ・部屋やホールなどの広さや使いやすさなど ・設備や備品 ・駐車場や駐輪場 ・申請の方法 ・公民館主催講座などの内容 ・「公民館まつり」 ・富田林市立公民館の総合的な評価
公民館の利用料	・富田林市立公民館の貸館無料について
生涯学習について	・生涯学習で得た知識、経験、技能の活かし方 ・関心のある世の中の話題や社会問題
自由記載	・自由記載

6. 回収数

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
300（各館100ずつ）	300	300	100%

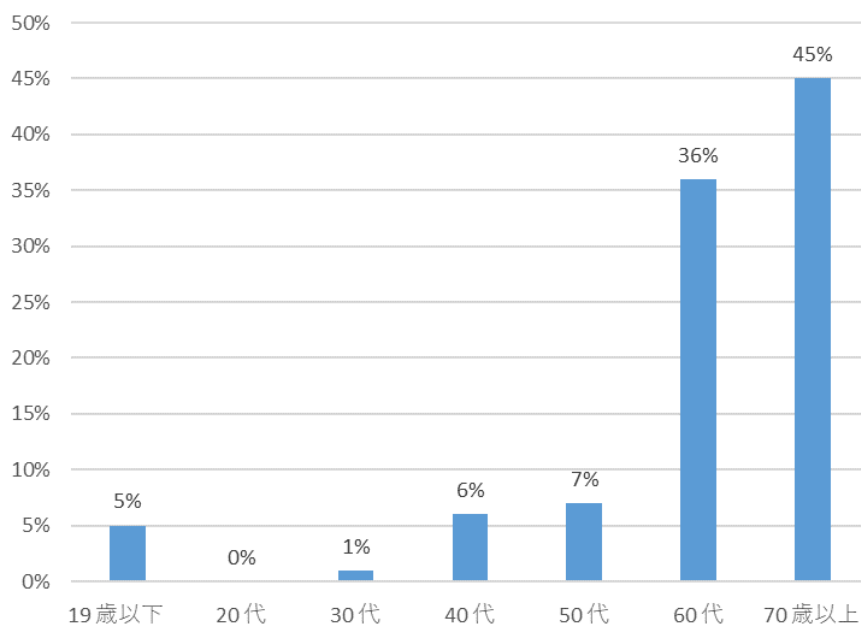
II. 調査結果

1. 回答者の属性

(1) 年齢 (Q1)

「60代」が36%、「70歳以上」が45%と、60歳以上が約8割(81%)と高い割合を示しています。その一方で、40代以下の割合は12%となっており、「高齢者が多く、若者の利用が少ない」という、公民館の一般的なイメージに沿った形の結果が出ています。

年齢	人数	割合
19歳以下	14	5%
20代	0	0%
30代	4	1%
40代	17	6%
50代	22	7%
60代	107	36%
70歳以上	134	45%
無回答	2	0%
合計	300	



(2) 校区 (Q2)

各館の近くに住まわれている人の利用が多くなっていますが、金剛地区(金剛・葛城・藤陽・明治池)に住む人の割合が、中央公民館で25%、東公民館でも27%となっており、所属するクラブや学習欲求によって、公民館を使い分けていることがうかがえます。

(中央)

校区	一中	二中	三中	金剛	葛城	藤陽	明治池	喜志	市外	無回答	合計
人数	26	10	14	7	3	7	8	17	5	3	100
割合	26%	10%	14%	7%	3%	7%	8%	17%	5%	3%	

(東)

校区	一中	二中	三中	金剛	葛城	藤陽	明治池	喜志	市外	無回答	合計
人数	10	13	31	13	2	5	7	9	10	0	100
割合	10%	13%	31%	13%	2%	5%	7%	9%	10%	0%	

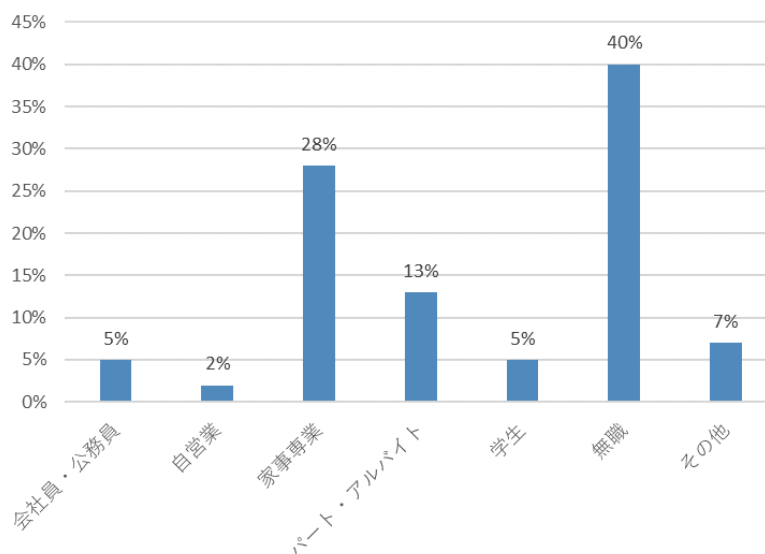
(金剛)

校区	一中	二中	三中	金剛	葛城	藤陽	明治池	喜志	市外	無回答	合計
人数	9	3	6	16	11	27	17	4	6	1	100
割合	9%	3%	6%	16%	11%	27%	17%	4%	6%	1%	

(3) 職業 (Q3)

「無職」が最も多く40%、次いで「家事専業」も28%と多く、「年齢(Q1)」の、60歳以上が約8割(81%)という回答とリンクした数字になっています。一方で、「会社員・公務員」と「学生」の利用者数がほぼ同じで、若年層のみならず、勤労者世代の利用も少ない傾向がみられます。

職業	会社員・公務員	自営業	家事専業	パート・アルバイト	学生	無職	その他	無回答	合計
人数	15	7	83	38	14	120	20	3	300
割合	5%	2%	28%	13%	5%	40%	7%	0%	



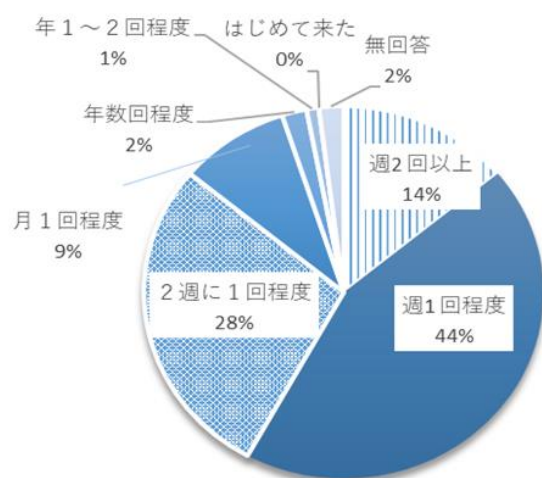
(4) 公民館の利用頻度

注目すべきは、「週2回以上」と答えた人の割合の高さで、全体の14%を占めています。公民館の団体利用は原則1週間に1回ですので、複数のクラブやサークルに所属している人がそれだけの割合いることになります。

第5章で改めて述べますが、家族、親友、会社組織、地縁組織での人間関係などの「強い結びつき」ではなく、「弱い結びつき」による複数のコミュニティに参加することで、多様な人たちと触れあい、新しい情報に接する機会も増え、そこから様々な可能性が生まれると考えています。

そして、公民館にはその土壌のあることが、アンケート結果から見えてきます。

回数	人数	割合
週2回以上	42	14%
週1回程度	133	44%
2週に1回程度	84	28%
月1回程度	27	9%
年数回程度	7	2%
年1～2回程度	4	1%
はじめて来た	1	0%
無回答	2	2%
合計	300	



2. 公民館の利用評価

個別の質問において、「満足」と「やや満足」を足して50%に満たなかったのは、「申請の方法」と「公民館まつり」の2項目でした。「申請の方法」については、インターネット申込のシステムが導入されていないことと、申請可能時期に関することが、「公民館まつり」については、公民館を利用しているにもかかわらず、公民館まつりには積極的に参加したことがなく、「どちらともいえない」と答えた方が多いというのが、それぞれの要因であると分析できます。

一方で、「やや不満」と「不満」を合わせて20%を超える項目はありませんでした。また、「公民館の総合的な評価」では、「満足」「やや満足」併せて66%で、「やや不満」は5%、「不満」は0人という結果で、利用者は概ね現在の公民館に満足していることが分かります。

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	わからない	合計
公民館の館数	85	99	68	17	6	25	300
割合	28%	33%	23%	6%	2%	8%	
開館時間（9時から21時）は	147	109	25	4	1	14	300
割合	49%	36%	8%	1%	0%	6%	
使用時間の区分（午前・午後・夜間）は	117	107	47	6	2	21	300
割合	39%	36%	16%	2%	1%	6%	
部屋やホールなどの広さや使いやすさなどは	87	108	67	19	4	15	300
割合	29%	36%	22%	6%	1%	6%	
設備や備品は	58	105	76	35	10	16	300
割合	19%	35%	25%	12%	3%	6%	
駐車場や駐輪場は	64	115	55	43	12	11	300
割合	21%	38%	18%	14%	4%	5%	
申請の方法は	49	80	96	35	16	24	300
割合	16%	27%	32%	12%	5%	8%	
公民館主催講座などの内容は	41	110	101	8	1	39	300
割合	14%	37%	34%	3%	0%	12%	
「公民館まつり」は	41	102	100	11	10	36	300
割合	14%	34%	33%	4%	3%	12%	
富田林市立公民館の総合的な評価は	47	151	73	15	0	14	300
割合	16%	50%	24%	5%	0%	5%	

3. 貸館無料について

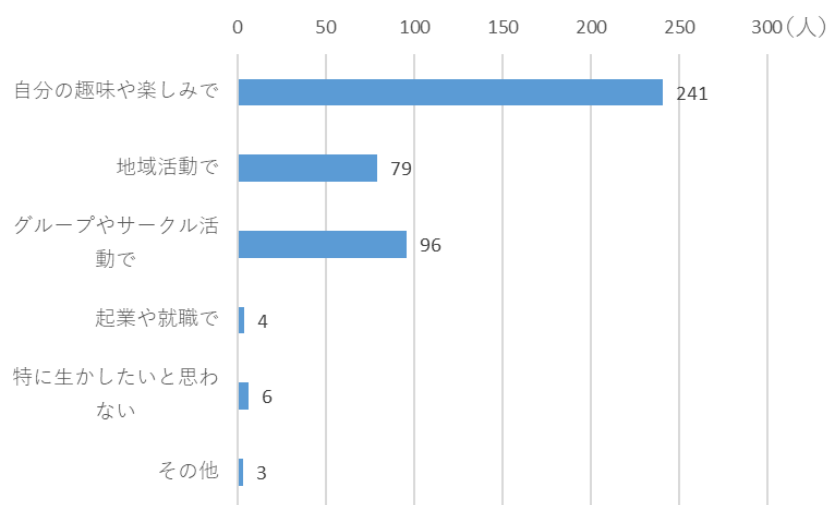
300人中275名、92%の方が「無料のままにすべき」と回答しました。「5. 自由記載」でも、「無料で貸していただくと学ぶ意欲が益々増進します」「富田林市は公共施設の貸館無料を続けていただき、ほんとうに感謝しています」などの意見がありました。一方、「有料にすべき」は4%と低い割合でしたが、「有料にすることでもっと環境が良くなるようでしたら、少々の有料もやむなしと思います」との意見もありました。

	人数	割合
無料のままにすべき	275	92%
有料にすべき	13	4%
無回答	12	4%
合計	300	

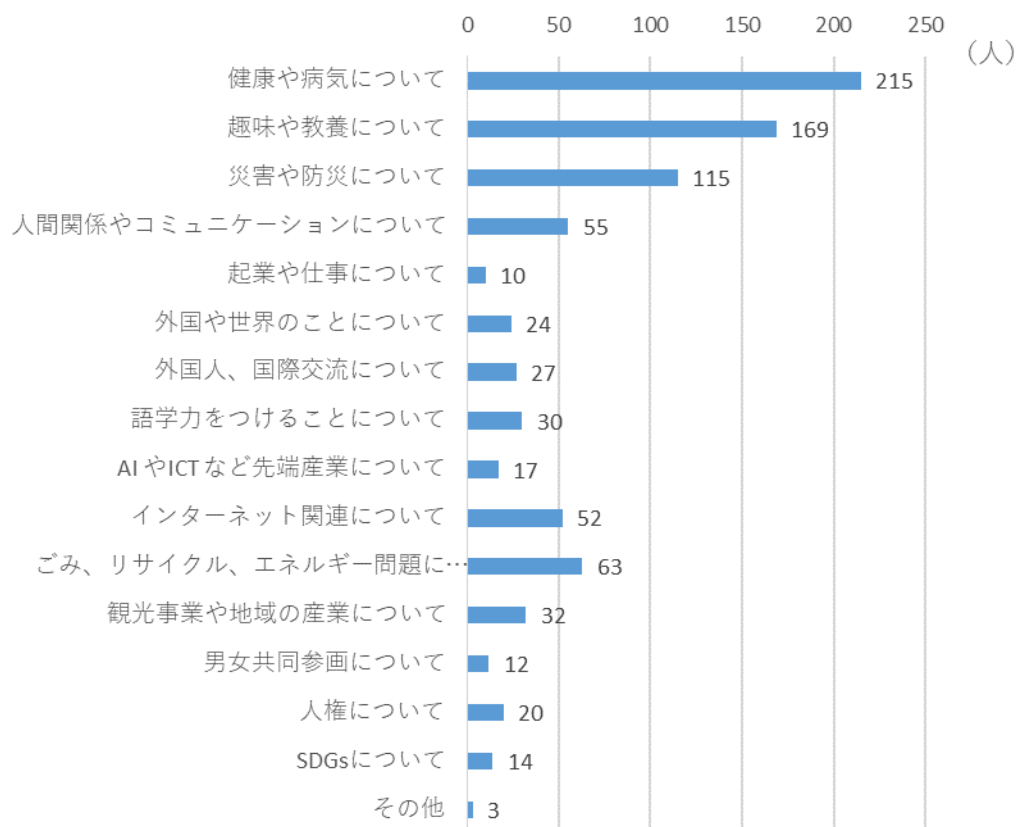
4. 生涯学習について

公民館などで得た知識の活かし方は、「自分の趣味や楽しみで」と「グループやサークルで」が、関心のある話題は、「健康や病気」と「趣味や教養」が多く、個人やその周辺に関することに興味が集中し、世界情勢や社会問題に対する関心は低いものとなっています。社会教育的には、その学習意欲のベクトルを少しでも社会的に開かれたものにするために、これからの課題と可能性があると考えています。(第5章参照)

生涯学習で得た知識、経験、技能の活かし方 (Q1)



関心のある世の中の話や社会問題（Q2）



5. 自由記載

（建物について）

- ・建物自身が古くなっている。（3館とも）
- ・建物が古くなり、使い勝手が少し悪く思います。
- ・中央公民館の設備を改善して欲しい。（天井から水がもれたりする）
- ・雨漏りなどしないように改修して欲しい。（中央公民館）
- ・メンバーに高齢者が多くなり階段が厳しい状態。
- ・車イスやベビーカーを押している人も使いやすいようにエレベーター等の設置を希望します。
- ・公民館の館数が少なくて車での利用になる。徒歩圏内にして欲しい。日によって駐車場が一杯になる。是非エレベーターの設置をお願いします。
- ・高齢者が増えているので、エレベーターを設置して欲しい。

- ・エレベーターが欲しい！！
- ・Wi-Fi の設備があると助かります。
→公民館より：富田林市立公民館では「全館 Wi-Fi 設置」をビジョンのひとつとして掲げました。第 4 章をご覧ください。
- ・トイレは自動水洗にして。男子トイレの押しボタンを！手洗い器も。
- ・空気の除菌機をつけて。
- ・体育館は、天上が高くて、クーラーがついている方がうれしいです。（東公民館）
- ・照明が暗い。エレベーターの設置。（金剛公民館）
- ・プロジェクターが必要、ビデオレコーダーの新しいもの。
→公民館より：プロジェクターは館にございます。活動に必要な場合はご相談ください。

（申請方法について）

- ・申請を電話やネットを使えば嬉しいです。
- ・ネットで予約できると便利だと思います。
- ・申し込みインターネットにして欲しい。
- ・貸室申請の方法（受付）を電話でも OK にしていただきたいです。
- ・部屋取りの件、1ヶ月前 9：00～来館してとるというシステムですが電話にて取っていただくことを可能にして欲しい。
- ・いつもお世話になりありがとうございます。部屋の予約を電話かネットでできるようにしてもらえると助かります。
- ・毎月利用させていただいています。次回の予約を取って帰れると大変助かりますので、予約可能な時期を（現在の）1ヶ月前から、1ヶ半月か2ヶ月前にもらえると嬉しいです。
- ・予約できる日をもう少し早くして欲しい。
- ・部屋をとる（申請する）ときに、9時に集まってじゃんけんをするというやり方はどうでしょうか。何かいい方法ないですか？
→公民館より：申込が重なった場合、館として話し合いをすることを推奨しています。話し合っても決まらない場合、じゃんけんしているのをお見かけします。まずは話し合い、それでも決まらない場合はじゃんけんでもよろしいかと思えます。

(貸館無料について)

- ・無料で貸していただくと学ぶ意欲が益々増進します。
- ・富田林市は公共施設の貸館無料を続けていただき、ほんとうに感謝しています。
- ・事務室の職員さんも親切に対応して下さって、気持よく長年クラブ、サークルにと公民館を利用させていただいてます。この後も貸館無料でお願いしたいです。
- ・無料で使用できる事にこの上なく喜んでいる。
- ・有料にすることでもっと環境が良くなるようでしたら、少々の有料もやむなしと思います。

(主催講座について)

- ・いつも広報等で楽しそうな講座を拝見します。可能ならば、土日開催の講座をぜひ増やしていただきたいです。
→公民館より：参加しやすい日程設定や方法を今後も模索してまいりたいと思います。
ちなみに、2020年9月から12月までに富田林市立公民館の3館で実施した16の講座のうち、7講座は土日に開催しています。
- ・スマホやパソコンを使った講座をもっと増やして欲しい。
- ・幅広い年代の人達が利用しやすいように色々な企画をよろしく。

(その他)

- ・コロナ問題で公民館を使えることの有難さを実感しています。今までの様に使えると嬉しいです。
- ・公民館の事務員の中で少し冷たい言い方をされる方がいらっしゃいます。もう少しやさしい対応を期待します。
- ・事務の方に一言：女性の方が来られて話しやすくよかったです。
- ・サークルをやっているのですが場所があればロッカーを作っていただきたいと思います。
- ・公民館での「講座」をきっかけに引退後の主な活動の「基点」が出来、有難いと思っています。さて、公民館の今後ですが、私の様な者と現役組の活動の「基点」として成立させることが重要だと思います。その為、更に現役組にウエートを置いた公民館が求められていると思います。館の数(すばるホールも含め)・予算(厳しいので応分の負担も)・人員(職員数の限界もあると思うので、社会福祉協議会の発足当時のような形も)・設備(更なる寄贈等)等に工夫をお願い致します！

- ・①建屋、設備が老朽化→即刻建て直すべきである。特に東公民館は川の堤より低いので防災拠点の意味をなさない。②公民館活動への市の予算が少なすぎる。やる気があるのか？中途半端な予算配分はあかん。やる気がなければ公民館をつぶせばいい。市長の腹づもり次第。
 - ・利用申込、手続き等の事務処理のコンピューター化し省力化を。利用料金徴収し、設備全般の改善を。公民館主催講座の増加を。
 - ・定年退職したらやることなく、用がなければ行く所もない。公民館がなければ老人ボケしていたとかなり自信をもって言える。ありがたいと思っています。
- 公民館より：長野県が長寿県なのは、公民館活動などの社会教育活動が活発であることも一因であるという研究があります（第5章参照）。今後もぜひ公民館をご利用ください。

第4章 公民館振興ビジョン

ビジョン (vision) という言葉には、〈将来の展望〉〈未来像〉という意味、あるいはもっとシンプルに〈視覚〉〈映像〉〈見えるもの〉という意味があります。つまり、見ることや知覚できるものがビジョンなのです。

先が見えない時代だと言われているからこそ、ビジョンはクリアで、夢物語や絵空事を語るのではなく、めざすべき場所を明らかにする実現可能なものでなくてはならないと考えました。

本市にとってふさわしい公民館像として、次の3つをめざすものとします。

- 1、学びあう公民館
- 2、学びたいとき、公民館がそこにある
- 3、公民館で「市民力」を高める

以下において、それぞれの意図するところを説明し、上記の目標を実現するための、具体的な方法・方策について述べていきたいと思えます。

1、学びあう公民館

(1) 学びあう社会教育施設としての公民館

社会教育法（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

教育基本法（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

前記の社会教育法第五条と教育基本法第十二条に定められているように、公民館は社会教育施設です。そして、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」(社会教育法第二条)であり、公民館の利用がグループ活動に限られているのも、社会教育法の定めに基づくものです。

図書館やその他の生涯学習施設など、個人で利用できる場所も本市には多く存在します。**施設を機能によって棲み分ける、あるいは市民が施設を使い分けることによって、多様な学習欲求を満たすことは可能なのではないのでしょうか。**

第二次世界大戦後の公民館構想では、住民の自主的な欲求と努力によって公民館が設置され、戦後復興の底力を生み出す場となることが意図されました。ある意味で、現在の状況はその時代に似ているともいえます。バブル経済が破綻し、大きな震災を2度経験し、町内会のような地域的なつながりも希薄化しました。一方で、インターネットの発達により、仮想世界でのつながりは増えましたが、現実世界ではむしろ孤立がますます進んでいるように感じられます。

このような状況下で、公民館が見直されているのは偶然ではありません。公民館が地域住民のつながりを作り出す媒介となり、住民の生活満足度を上げ、それが持続可能な住民自治へと結びついていく、という役割が期待されているのです。

第2章で取り上げた、当館の事業はどれも公民館だからこそできたことです。一人ひとりが思っている「できたらいいな」や「あったらいいな」を、みんなの手によって実現できるのは、公民館という「場」が持つふしぎな力です。それは、先生と生徒のような固定的な関係性ではなく、**学ぶ者と教える者とのポジションが流動的で、お互いに「学びあい」ながらも、ひとつの目的に向かう**力学によってもたらされる営みなのです。

(2)「公民館特技者登録制度(町のすぐれ者)」の整備と活用

「公民館特技者登録制度(町のすぐれ者)」は、生活の向上などに役立つ技能や技術、知識などを持つ市民に人材登録してもらい、公民館が主催する事業や地域の学習会の講師を務めるなど、個人の特技を地域に還元する仕組みです。市民が修得された多彩な学術や技術を活かして、生涯学習の振興や生活文化・社会福祉の増進に寄与してもらうことを目的としています。

学びたいことがあっても、グループのメンバーだけではこれ以上の向上が望めないというときに、自分たちの活動に共感し、新しい場所に導いてくれるような講師を選定することは大きなポイントです。また、自分が培ってきた知識や特技を地域に還元したいと思っても、それを活かす場所がないと感じている人もいるでしょう。「町のすぐれ者」のような特技登録制度によって、知識や技能を活かしたい人とそれを必要とするグループのマッチングが容易になります。

2020年には登録者全員への再確認手続きを経て、データベース化を行いました。今はインターネットなどを通じてのさらなる活用をめざしています。

(3) 地域の教育機関等との「開かれた」連携

富田林高等学校と連携した「富田林で一番受けたい授業」、大阪大谷大学と連携した歴史講座、大阪芸術大学と連携した「親子でものづくり講座」、大阪南医療センターと連携した健康や予防医学をテーマにした講演会など、当館はこれまでも、専門的な知識やノウハウを持つ機関や団体と協働して、講座や講演会などを実施してきました。

多種・多様化する社会や人のあり方に対応し、幅広く奥深い学習環境を整備することは、公民館の課題のひとつであると同時に、新たな学習領域を開拓することによって、公民館を常に変化させながら、なお持続させていくための手掛かりになるのではないのでしょうか。また、先端の学問を地域に還元し、市民や学生の地域への参画を推進するなど、教育機関等との連携には様々な可能性が考えられます。

悩みや問題を抱えて、つらい思いをしているときに「ひとりで抱え込まないで」ということがよくいわれますが、社会教育や学校教育においても同じことが指摘できるのではないのでしょうか。公民館や学校がすべての問題を解決しよう（させよう）とする「抱え込み」意識を捨て、状況に応じて、互いに相談したり委ねたりすることも必要です。問題が共有されることによって、複数の視点から検証され、学びあい、相対化されることによって、思わぬ解決の糸口がつかめることがあるかもしれません。「抱え込み」から「開かれた」ものへと、新しい形の連携が求められます。

2、学びたいとき、公民館がそこにある

(1) 学びのバリアフリー化

本市中央公民館にはエレベーターがありません。

では、車椅子の利用者が2階のホールを利用する場合はどうするのか？職員が両側から車輪を持ち上げて、車椅子ごとホールへとお連れします。また、2階へ続く階段を手すりにつかまりながら上がっていた利用者「大丈夫ですか？」とお声がけしたところ、「大丈夫です。私はこの階段を上がることができる限り、公民館に来たいと思っています」と話してくれたことは、とても印象に残っている出来事です。

だからといって、エレベーターが要らないという訳ではありません。ただ、公民館の建物がバリアフリーになること以前に、まずは組織として「学びのバリアフリー化」をめざしたいと思います。現在、当館の主催講座はすべて手話通訳者を配置することが可能になっています。子育て世代が対象の講座については、託児教室を併設しています。建物などのハード面のみならず、ソフト面でもバリアフリー化することによって、より快適な公民館活動が実現するのではないのでしょうか。コロナ禍によって学びの格差が生じていることが指摘されていますが、今後は、これまで学習に縁遠かった人への学習支援、特に施設に来られない人へのアウトリーチ（地域に出向くこと、訪問支援）的なアプローチも必要になってくるでしょう。どうしたらもっとたくさんの人に公民館を使ってもらえるのか、どうしたら利用者に公民館がもっと心地よく感じてもらえるのかを考え続けていきます。

(2) 既存施設の利用無料を継続

富田林市の公民館の使用料は無料です。おそらく大阪府内でも全国的にみても、無料で使える公民館は珍しくなっているでしょう。公民館の使用料を無料にするという法的根拠はありません。しかし、有料にしないといけないという根拠もありません。法的にはどちらでもよいのです。

資力のない地域の小さなグループであったとしても、学びたいと思ったときにそこにある、いつからでも学びはじめることができる、公民館はそんな「場」でありたいと思っています。「公民館の歩き方」を作成するにあたって実施した利用者アンケートでは、

300人中275人、92%の方が公民館の使用料を「無料のままにすべき」と回答しています（「有料にすべき」は13人、無回答は12人）。先述したように、無料貸出をしている公民館は稀少な存在であるため、本市でも公民館利用を有料にすることは常に俎上に載せられ、一定の議論はありますが、市民の学習欲求に応え、「学びのバリアフリー化」を実現するためにも、施設利用の無料を継続することには大きな意義があると考えています。

（3）学びのための施設整備

・全館 Wi-Fi 設置

「学びたいときに、そこにある」公民館をめざしていますが、厳密に言えば、ただ「そこにある」だけでは十分だとはいえません。公民館に来れば、**学びたいことをすぐに学ぶことのできる条件整備をしておく**ことは、公民館のみならず、社会教育／生涯学習施設の大きな責務となっています。

パソコンやスマートフォンやタブレットなどのデジタルデバイスはいまや現代人の生活と切っても切り離せないものとなっており、学校教育でもタブレット学習が取り入れられています。ノートパソコンやタブレットを使った学習をしたいと公民館にやっても、常に容量のことを気にしなければならないのでは快適な学習環境にあるとはいえません。また、いかに若年層を集めるのかというのは、どの公民館にとっても切実なテーマであると思いますが、市民がネットを通してアクセスできる状況にないのでは、若者との関係では大いに問題があるといわざるを得ないでしょう。

現在、文部科学省が中心になって、小学校から大学まで、全国の学校で ICT 導入が進められています。ICT とは、「Information and Communication Technology」の頭文字をとった略語で、情報通信技術を使ったコミュニケーションのことです。子どもたちが学校でスキルアップしていく一方で、大人が ICT について学ばなければ、新しいコミュニケーションツールが世代間のコミュニケーションの障壁となるパラドックス（逆説）が生まれてしまいます。

ICT ツールの活用は家族間のコミュニケーションを豊かにし、家族の情報共有を促進させ、生活に役立つ情報の検索や収集を可能にします。そのためにも公民館は全館 Wi-Fi を導入し、ICT 関連講座を開いて、家庭内で子どもと親や祖父母が ICT について話

し合えるような状況を市全体に広げていきたいと考えています。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の流行では本市公民館も閉館を余儀なくされましたが、コロナに限らず、今後も新たな感染症が流行することが予想されています。ZOOMのようなWeb会議サービスや、YouTubeのような動画共有サービスなどの利用によって、たとえ館が一時的に閉鎖されたとしても、オンラインで学びの機会を途切れることなく持続させることは社会教育／生涯学習施設のこれからの課題です。実際生活に即しながら、絶えず公民館のあり方を更新し、事業を展開していくためにも、インターネットの活用、そして、その前提条件としての全館Wi-Fi設置は必須だといえます。

また、公民館は災害時等における避難施設にもなっています。地震などの大規模災害が起こったときに、携帯電話ネットワークに頼らず安否確認や情報収集ができるよう、地域の人々に開放されるWi-Fi環境の構築は、防災の観点からも必要とされるものでしょう。

・中央公民館の和室を汎用性の高い洋室に改築

本市の中央公民館には、本館と別館のそれぞれに和室がありますが、別館和室の使用頻度は本館和室やその他の部屋に較べても少なく、とくに夜間に関しては、2019年4月から2020年3月の1年間を通して7件の使用しかありませんでした。

加えて、ライフスタイルや学習グループの変化に伴い、和室より洋室のほうが使い勝手が良い、高齢化で足腰が弱くなり畳の部屋に不自由を感じるようになったという意見もあり、2つある和室の内の1つを汎用性の高い洋室に改築することを計画しています。

「(1) 学びのバリアフリー化」において、建物よりも組織のバリアフリー化、と述べましたが、ハード面での改修も、当館のような老朽施設にとって大きな課題であることには違いなく、今後も施設の整備を進めていく必要性があると思います。

3、公民館で「市民力」を高める

(1) 学習分野・メニューの更新

大きな時代の変化を迎えている現在、その局面に対応し、地域住民の生活文化の向上に役立つためには、**社会教育の拠点である公民館が率先して、時代に即したアップデートを絶えず行っていく必要があります。**そのためには、第一に、学習分野とメニューを情報化時代にふさわしく更新し、変化に適応できる能力、応用能力を養うようにすること、第二に、地域住民の多様な学習欲求に応じた教育活動を展開すること、第三に、公民館が持つ、様々な年代とバックグラウンドの人々が集う総合的な性格を発揮し、関係施設との連携を密にし、情報を収集し、市民に対してこれを提供すること、第四に、社会教育あるいは生涯学習的な視点から、必要な条件整備を図ることが重要です。

(2) 公民館クラブ連絡会

本市公民館には、3館それぞれに、公民館クラブ連絡会があります。クラブ連絡会とは、公民館において、定期的な学習や文化活動を行っているクラブで組織している団体です。クラブ員相互の親睦をはかり、併せてクラブ運営の研究を深めるとともに、各クラブ間の連絡調整を行いつつ、交流会や研修会、一年間のクラブ活動の成果発表の場である「公民館まつり」などを開催しています。

更に3館それぞれのクラブ連絡会の役員をもって組織する富田林市公民館クラブ連絡協議会と、3館のクラブ連絡会の会長がメンバーである公民館運営審議会があり、3館を横断する事業やこれからの公民館のあり方などについて話し合いを行っています。

社会教育法第10条には、社会教育関係団体について「公の支配に属しない団体」とであると定義されています。教育委員会や公民館から独立しながら、同時にそれらに影響を与えることもできる——公民館の利用者には、公民館や地域のあり方を変えて、より良いものとして持続させる潜在的な力があります。その力を活かすことが「市民力」を高めることにもなるのではないのでしょうか。

(3) 「定住する街」のための、公民館への「定住」

人口減少の問題は、経済・産業や社会保障に与える影響が大きく、各自治体が様々な取り組みを行っていますが、実情は、減っていくのが確実なパイの奪い合いとなっています。子育て世帯にアピールするのが効果的であると、自治体は子育て施策に力を入れています。どの自治体でも取り組んでいるために、そのことによって大きなインパクトを与えるのは難しくなっています。生き残りをかける自治体は子育て施策以外でも、より多くのアピールポイントを創出することが求められています。

公民館が人口減少の問題に直接的に取り組むのはなかなかの難問です。しかし、間接的なアプローチであれば可能かもしれません。

移住定住者を増やしたい自治体にとって、子育て支援は必須です。各地で子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりが行われています。子どもが保育園・幼稚園・小学校などに進むにつれて、友だちやその家族などとの新しいコミュニティが自分たちの周囲に作られることで、その街に定住したいという意識も生まれてくるでしょう。

同様に、公民館でグループ活動をしていれば、自ずとコミュニティに参加することになります。それは、強制的に関わらざるを得ないような集団ではなく、共通の趣味や学習欲求によって自主的に関与したものであり、興味を失えば、そこを去ることも可能なゆるやかなものです。市民アンケート(第3章)の「公民館の利用頻度」という設問で、「週2回以上」と答えた方は、14%もいました。「もしかして、この人は毎日公民館に来ているのではないだろうか?」と感じる方もいらっしゃると思います。そのような方にとっては、公民館活動は人生の一部であるに違いありません。ゆるやかなつながりであったとしても、町を去るということは、その小さなコミュニティを手離すことであり、そこに「定住」の意識が生まれる可能性があります。**公民館に「定住」することは、街に「定住」することでもあるのです。**

学校教育のみならず、社会教育や生涯学習に力点を置いている自治体や、老若男女問わず、たくさん人が集まって活発に活動している公民館は、定住を希望する市民へのアピールポイントになり得るのではないのでしょうか?

私たちは「**公民館の利用促進、そのための条件整備**」、「**公民館で定期的に活動する『クラブ化』の促進**」、「**託児教室の併設など、子育て世代が参加しやすく、興味を持つ講座づくり**」という3つの視点から、人口減少の問題にアプローチしていきたいと思います。

(4) 「学び」を通じた SDGs の実現

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、「すべての人にとってより良く、より持続可能な未来を実現するための青写真」となるように設計された、相互にリンクした 17 の目標であり、第 70 回国連総会（2015 年）において採択され、2030 年までに達成することを目的とした、『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』と呼ばれる国連決議の一部です。

その背景には、貧困や飢餓、環境破壊と気候変動、社会的・経済的な格差の拡大などのグローバルな課題解決に向けて、すぐにでも動かなければ、「このままでは地球は持たない」という深刻な危機意識があります。

SDGs への取り組みは、国から自治体へ、自治体から個人へといった、上から下へと通達するようなものではありません。政府・企業・自治体・地域社会・個人など、社会に存在する様々なレイヤー（階層）において同時進行的に取り組みながら、それぞれの成果をフィードバックする（伝え返す）ことで、良い影響を与え合い、より大きな変化を生み出すことが期待されています。

また、SDGs を考えるにおいて「人権」は重要な視点です。

『2030 アジェンダ』の中には、「我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する。」と記されています。 ※外務省 HP 掲載の仮訳より

人が生まれながらに持つ、尊厳や平等といった権利が、将来にわたっても保証されることを前提にしなければ、「誰ひとり取り残さない」という SDGs の基本理念を実現することはできません。**SDGs は人権を尊重する基盤にもとづいて取り組みをしていく必要がある**のです。

個人のレベルにおいても、エコバッグを持つとか電気をこまめに消すといったことだけでなく、SDGs の観点を取り入れて、自分を取り巻く世界を見つめ直し、それを社会における一人ひとりの行動に反映させれば、社会的、経済的、政治的な変化を促すことも可能です。個人が自らの意識や行動を変革することで、持続可能な開発に多様なレベルで貢献することができるようになります。

公民館としてできることは、様々な「学び」の機会を設けることです。SDGs の概念について学ぶことはもちろんですが、それだけに限られません。アンケートの結果（第3章参照）を見ますと、利用者の興味は、趣味的なものや健康に関するものに集中し、世界情勢や社会問題に対する関心は低いものとなっています。趣味的なものが悪い訳ではなく、学習意欲を個人的な閉じられたものから、少しでもベクトルを社会に向かって開かれたものにしていく。そのための仕掛けを、公民館講座などを通じて表向き、あるいは裏のテーマとして活動に織り込むことで、SDGs と持続可能な地域を考える「きっかけ」ができるかもしれません。

また、近年では、社会福祉分野・子ども家庭分野・教育分野をそれぞれ独立した学問領域と捉えるのではなく、互いに密接に関連し、融合したひとつの学問として考える「教育福祉学」という新しい学問分野が登場しています。経済成長の手段としての学習ばかりでなく、精神的に豊かな社会を作り出す生涯学習（社会教育）のために、人と社会に対する包括的視野と福祉・子ども家庭・教育分野における専門的で協働的な実践力を身につけていくことも公民館職員には求められるでしょう。

公民館は、その構想の最初から、より良い地域社会を住民自治によって実現することを目的としていました。SDGs の目標と公民館活動には共通の理念があり、公民館はそれをずっと実践しようとしてきました。公民館から地域づくりへと、地域の活動から都道府県や国のあり方へと、トップダウンではなくボトムアップによる変化をもたらす「市民力」を発信する可能性が公民館にはあるのです。

参考及び引用文献：

- ・佐々木実『公民館運営一問一答集』（第一法規）
- ・国立教育政策研究所 生徒指導資料第4集『学校と関係機関等との連携 ～学校を支える日々の連携～』
- ・生涯学習研究 e 辞典 清水英男『公民館における今日的課題と解決の方向性』
(<http://ejiten.javea.or.jp/content78a0.html?c=TmpneU9UTTE%3D>)

第5章 公民館のこれから

1、条件整備としての社会教育

1996年（平成8年）に、国民健康保険中央会は、長野県が長寿県で、1人当たりの老人医療費も全国一低い原因を調べました（「市町村における医療費の背景要因に関する研究」）。そこには、「長野県の老人医療費が低い要因として、次のような点が明らかになった」とあり、「同県では公民館活動などの社会教育活動も活発で、こうした基盤に乗って保健指導員や食生活改善推進員などの地区衛生組織が、自立性を持って保健師活動を積極的に支えている」点を挙げて、公民館などの社会教育活動が高齢者の生きがい作りなどに大きく寄与しているとまとめられています。公民館を利用するから元気なのか、元気だから公民館を利用するのか、鶏が先か？卵が先か？のような話かもしれませんが、いずれにしろ、公民館の活動が、高齢者や市民の元気につながることは研究によっても裏付けられているのです。健康で元気な市民が1人でも地域に増えることは、活力ある地域につながり、それが公民館活動や運営にも大いに寄与することはいうまでもありません。

公民館がそのように人を元気にし、幸せにする「場」であるならば、社会教育の役割は、その特質を最大限に活かすための「条件整備」が第一だと考えます。

社会教育や生涯学習のあり方は、ある意味で、災害対策に似たところがあるかもしれません。災害が起こったときに、これからどうしよう？と考えるのではなく、災害が起きることを想定しながら、対策を立てて準備しておくというのは常識になっています。公民館についても、パソコンの勉強会をしたいというグループが窓口にやってきて、「Wi-Fiは？」と訊かれたときに、「いやー、ウチはWi-Fi環境はまだありませんねん。いま予算要望してますから、来年来てください」では話になりません。市民の学習欲求や課題を先回りしてキャッチし、市民が学習相談にやって来たときに即対応できるようにする条件整備は社会教育現場の重要な責務です。

これは必ずしも新しい考え方というわけではありません。『学制百年史』（文部省、1981年）の中で、「戦後の新しい社会教育行政は、国民が自主的に学習できるような環境を醸成し、条件を整備することを最大の任務としたので、社会教育施設の充実・整備

はそのための重要な役割をになうこととなった。その中でも中心的な存在となったのは公民館である。」と記されているように、そもそもの始まりから、社会教育のための条件整備は公民館の使命であるとされてきたのです。

市民が学習活動を行いたいときに、施設・設備等の基盤(=学習インフラ)を整備し、より活発な学習へとつなげてゆく。学習活動のための条件整備と、それをサポートできる職員の育成は、これまでも、そして、これからも変わらない社会教育と公民館の役割であり続けるでしょう。

2、公民館を発明し直す

社会教育法第20条には、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」を行うことが公民館の目的であると記されています。社会が大きく変化の中で、公民館もまた、「実際生活に即する」変化を求められているといえます。現代的課題に取り組み、それを解決していくことは、社会教育及び公民館の役割としてよく挙げられる点ですが、それを実現するためにも、公民館は時代の変化をとらえ、学習分野やメニューを更新しながら、常にそのあり方をアップデートしてゆく必要があります。

東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授はそれを「公民館を発明し直す」と表現し、その著書の中でこう述べています。

「制度は制度として常に人々によって発明し直され続けることで、本来の意味での制度として機能するのだといってもよいかもしれない。それは、常に人々によって、人々の関係の中で、想像力を介して、発明され続ける運動としてあるのだといってもよいであろう。その意味では、私たちは、これまでの制度の枠内で公民館をとらえて、それが私たち自身が発明し続ける運動であることを否定してしまってはならないのではないだろうか。(中略) 私たちには、常に、人々との間で、想像力を働かせながら、公民館を発明し直し続けることが求められているのではないだろうか。」

3、「動的平衡」による持続可能性

私たちの体は日々、細胞を壊しては、作り替えています。分解と合成を繰り返し、物質レベルでは「違うもの」になりながら、生命そのものを維持しているのです。何もせずにそのままいたら、酸化したり、形が変わったりする劣化の脅威にいつもさらされてしまいます。細胞の更新が途絶えることは、生命の終りを意味します。一輪車に乗ってバランスを保つときのように、**絶え間なく動いて、変化しながらバランスをとること**、生物学者・福岡伸一さんはそれを「動的平衡」という考え方によって説明しています。

公民館という「組織」についても同じようなことがいえます。持続可能であるためには、あらかじめ、「分解し、入れ替え続ける」ことを想定した仕組みを作っておかなくてはなりません。変化自体が目的化されるのではなく、組織を持続させるためにこそ変化する必要があります。分解と再生を繰り返すことにより、社会や環境の変化に適応でき、また、組織に瑕疵があれば癒すことができるのです。そして、それを可能にするためには、変化や新しいことを受け入れることのできる、ゆるやかな仕組みの組織設計が「持続可能性」のカギとなるのではないのでしょうか。

4、共通の価値観を引き出す仕組みづくり

異なる世代やバックグラウンド、様々な考えを持つ人々が、同じ学習目的や趣味を通じて、ひとつの場所に集まるだけでなく、その活動で**関わってゆく中で、立場を超えたコミュニケーションを学び、共通の価値観を見出していく**ことができるのは、公民館という「場」の大きな強みだといえます。

属性の違う人が同じ空間にいるというのは、そこから何かが生まれるきっかけにもなります。公民館で活動するグループが地域に貢献できる活動って何だろう？ 何か面白いことはできないだろうか？ —— 公民館まつり、合同作品展、町のすぐれ者、地域へのクラブ派遣の紹介などは、公民館で出会った人たちが、様々な議論を重ねて実現してきた事柄です。

本市公民館には、公民館で活動するクラブによる団体「クラブ連絡会」という、市民の意向や欲求を直接的に公民館活動に反映させることのできる「仕組み」が存在しています。しかしながら、近年は高齢化によるクラブ数やクラブ員の減少に悩まされており、当館最大のイベントである「公民館まつり」の開催においても、運営的にも体力的にも年々難しいものになってきています。「仕組み」をつくるだけでなく、いかにそれを持続させるかというのも重要な課題です。

そこで、若者の利用促進を図ることがポイントになってきますが、それは公民館の永遠のテーマだと言えるかもしれません。公民館の文献を参照していると、どの時代においても「若者が来ない」「どうしたら若者が集まるのか」ということが課題にあげられていて、はたして、かつて公民館に若者がいたことなどあったのだろうか？という気さえします。学業や（学校の）クラブ活動などで唯でさえ忙しい学生に、更に余暇には公民館でグループ活動してください、とお願いするよりは、第4章で述べた、地域の教育機関との連携によって、地域の仕組みづくりへ参画してもらうなど、学生に無理のない形で、公民館活動に関与してもらう方法を探るほうが現実的なのではないでしょうか。

アパートの隣に誰が住んでいるのか分からない、顔が分からないというような、人間関係が希薄になりつつある地域社会において、まったく知らない人同士が、公民館で絵画や音楽などを介してつながって顔見知りになっていく。また、個々のクラブのみならず、クラブ連絡会で更にその大きな輪がひろがっていく。そんな地域を変え、地域をより良く持続させていく仕組みをいかに作りだしていくのかが問われています。

第4章では、『「学び」を通じたSDGsの実現』を目標のひとつとして掲げました。持続可能な社会や、より良い地域を将来の世代に残すことに異議を唱える人はおそらくいないでしょう。SDGsの理念を通して地域社会を見直してみる。持続させるための新しいイノベーション（変革、革新）を生み出していく。SDGsはこれからの社会において、分断や違いを乗り越える、共通の価値観になり得るのではないのでしょうか。

自分が関わってみて、それで社会や地域がこれだけ良くなった（変わった）という関与を通じて、はじめて郷土に対する愛情というものが自然に湧いてくるのかもしれない。人と人が出会って、一方的にではなく、双方向で話し合うことから生まれる新しい可能性を公民館はすくい取りたいと思っています。

5、主催講座の意義・役割

社会教育の目的を果たす手段として公民館（職員）が最も重点を置いて取り組んでいるものが、主催講座です。公民館では、多種多様な公民館講座を、年間を通して開催しています。

その内容は、絵画や書道、軽スポーツ、楽器の演奏など身近な趣味の教室から、子育てや人権、また、地域の歴史から時代を先取りしたような今日的な課題に至るまで、様々なテーマについて、講座を企画し実施しています。

「**学ぶ**」って**楽しい**。公民館の講座は、「学び」＝「苦しい」「しんどい」ではなく、一方通行の学びだけでもない、「本来の学び」に出会える、そんな気持ちに気づかせてくれる場所です。そして、学びの成果としていろいろなものがカタチとして生まれてきています。

富田林市の公民館講座から生まれたユニークな事例として、20年以上も続いている市民劇団や人形劇団、富田林の魅力をブログで紹介する「富田林百景」、ユニークなアートのワークショップを紹介し続けている「アートおどろく公民館」、南河内ことば辞典「やいわれ」の編集・発行、富田林にまつわご当地検定問題集「とんだばやしまるわかり読本」、近くのご利益のあるお地蔵さんなどを紹介したパンフレット「富田林ごりやくめぐり」、雅楽やゴッタン三味線など珍しい楽器の講座などなど、数えだしたらキリがないほど、ユニークで魅力ある講座をたくさん実施してきました。

講座は「気づき」の場所、生きがいを見つける場所です。新たな社会問題や今日的な課題について「目からウロコ」の学びもたくさんあります。学び方も、学校のような講義形式の講座だけでなく、自らも参加し、体験し、意見を述べ合ったり、ゲーム感覚で学ぶワークショップなどを積極的に取り入れ、新たな考え方に出会い、知識を深めることができます。

そして、講座は「仲間づくり」の第一歩。学びを通して仲間が広がり、仲間がいるから学びを継続することができます。講座から始まった趣味や教養、ボランティアのクラブも公民館にはたくさんあります。

今後も、時代に即した魅力ある講座を企画し、楽しく心豊かな「まちづくり」の実現のために、公民館講座を提供し続けたいと思います。

6、公民館職員の役割

公民館は、極論すれば、社会教育法第 23 条に抵触しなければ、何でもできる職場です。ある日突然、公民館に配属された職員はそのことに戸惑う人もいます。目の前に次から次へと差し出される書類や決められた業務をひたすら機械的にこなすような職場環境に長年いた人にとっては、何でもできる、と言われると、逆に何をしたらいいのか分からない、となってしまうのかもしれません。

公民館に限らず、仕事には失敗がつきものです。失敗して落ち込むのは、あなたが一生懸命仕事に取り組んでいたという証拠であり、大切なのはどうやってその失敗を乗り越え、次につなげていくのか、ということです。講座が上手くいかなかったとしたら、担当職員はきっと、自分の頭で「じゃあ次はこうしよう」「次こそもっと上手くいくように準備しよう」と考えるはずです。その思考こそが、その思考の先にある成功体験や失敗体験こそが、社会教育の本質なのではないでしょうか。

では具体的に、公民館職員の役割（期待される資質）はどのようなものかを見ていきましょう。

①自分の興味の手てるところから始めてみる

公民館の主催講座を企画・実施することは、公民館職員の代表的な仕事ですが、「何をすればいいのか分からない」とぶち当たる最初の壁であるかもしれません。まずは、自分の趣味のことや、今まで配属されていた職場の経験の中から市民の皆さんに伝えたいこと、啓発したいことを企画するのほひとつの方法です。自分が興味を持っていることや、疑問に思っていることに共感する人は意外に多いものです。「何かあったら困るから・・・」と、始める前からブレーキをかけたりせずに、自分の興味の手てるところから始めてみましょう。

②人と人、人とグループをつなぐ

学びたいこと、活動したいことのある人に、ここではこんなグループが活動しています、あそこにはこんな活動をされている人がいます、こんなグループとこんな人を結び付けたらきっと面白いことが出来そう・・・、そんな橋渡しのお手伝いができます。それには、できるだけ多方面にアンテナを広げておくことが大切です。

③学んだことを地域に返す仕掛けづくり

公民館講座で定員いっぱいになる申し込みがあったとしても、そこに参加できる人は、せいぜい数十人程度です。全市民の数からすればほんの僅かではありません。例えば講座修了後、自主グループを立ち上げて学習を継続したり、本（報告集）やパンフレットを作ったり、ボランティア活動を始めたりと、何かアクションを起こせば、その学びが何百、何千の人たちに「学びのおすそ分け」が出来るのです。

④地域の人たちとの信頼関係を構築し、市民の自治を育てる

公民館の公民館たる部分に公民館職員と利用者の関係があります。それはどちらが上とか、利用者はおお客様ですというものでもなく、立場は違えど対等な関係で、自分たちが暮らす街を活性化させるために、より多くの人たちが集い、ある時は学び、ある時は楽しみ、一緒に悩み、活動を盛り上げます。そのリーダーを見つけ出すのも公民館職員だと思えます。そのためには公民館職員が「黒子」に徹することも必要です。

⑤市民の自立を促し、どこまでサポートし、見守るか

公民館職員にできることは、サービスの提供ではなく、市民がやれることはどんどんやらせよう、そして、それをサポートすることです。正直なところ、誰かにやらせようより、職員がやったほうが早いと感じることも多くあります。しかし、そこをグッと堪えて、時間をかけてでも市民にやらせようことこそが、住民自治の観点から見ても、公民館や自治体職員が「やるべきこと」なのではないでしょうか。いかに市民とともに歩めるのか、そこに公民館職員のあり方が問われます。

このように公民館職員に求められる資質は、多種多様です。「そんなこと自分にはできないよ」と感じる職員も少なくないと思います。でも安心してください。**公民館職員は市民の方が育ててくれます**。ある時は、励まされ、ある時は叱られ、意見を交わし合

い、ともに泣き、笑い、支え合ってお互いに成長することができます。

まずは、楽しむことが大切です。職員が楽しくなければ、来館者も楽しくありません。公民館に来れば、何か楽しそう。来るだけでホッとする。用事もないのについつい覗いてしまう。笑顔と元気をもらって帰っていける。そんな公民館になれば最高だと思いませんか。

7、「ゆるやかなつながり」の場

1973年、社会学者のマーク・グラノヴェッターが「**弱い紐帯の強み**(The Strength of Weak Ties)」という説を提唱しました。紐帯とは「結びつき」という意味です。家族、親友、会社組織、地縁組織での人間関係などの「強い結びつき」の集団では、常に同じ情報を共有しあい、新たな動きを生み出しにくいのに対して、他の集団に属する人との交流、つまり「弱い結びつき」によって得られる情報は、新しい知見に接しやすい、というものです。

この説は社会経済学の分野で、転職などの際の情報収集についての調査を元に構築されたもので、直接社会教育に結びつくものではないかもしれませんが、**公民館を基点とした「ゆるやかな人的ネットワークづくり」が、これからの地域づくりに大きな力となり得る**ヒントを与えてくれるのではないのでしょうか。

公民館でのネットワークの広がりについてひとつの作用を想定してみましょう。

公民館での人と人との結びつきは、まず個人の「学びへの欲求」から始まります。それが講座やクラブ活動という気軽に参加できる形で公民館には存在しています。そして、公民館活動が日常になるにつれ、自分が所属するグループの人々と会話を通じて、関連する様々な情報（例えばボランティア活動など）に触れることができます。また、新たな学びのグループの存在も知り、複数の学習グループに参加すれば、更にこの情報網は広がっていくと同時に、地域的にみれば公民館を拠点にいくつもの人的ネットワークが形成されていくこととなります。

しかし、この動きはあくまでも理想論であり、個人やグループが内向きな学習要求の充足の段階で留まっているだけでは、なかなかネットワークの広がりには期待できません。そこで求められるのはグループの横断的な相互交流を演出して連携と情報交換を図る

コーディネーターの存在です。

この役割は、市民側のリーダー（ファシリテーター）と公民館職員双方に求めるべきと考えます。

第2次大戦後の公民館と社会教育の振興策を見ると、戦時中の地縁組織が戦時体制に組み込まれていったことへの反省をもとに、住民の自発的・民主的な学習行動が社会教育の基本とされてきました。

一方で、現実の公民館の歴史を紐解くと、昭和30年～40年代の、特に村落を含む市町村では公民館職員が各地域の青年団などに日常的に入り、まさしく「学び、飲み、語り合う」中で、職員と住民が一体となって公民館活動と地域とを結びつけてきた歴史があります。その後、都市化の波による市民生活の変化につれて、市民の自主的な活動である「クラブ活動」と、施設管理や主催事業の実施という公民館職員の「業務」とが乖離していった、と考えられます。

富田林市では現在、公民館クラブの連携協力組織であるクラブ連絡会と3館の協議組織であるクラブ連絡協議会が、個々のクラブや館の枠組みを越えて「公民館まつり」などの協力事業を行っていますが、ともすれば年中行事の消化などが目的化してしまい、クラブ間の情報交換や人的交流はなかなか活性化しにくいという課題を抱えています。公民館に集うグループが大ききゆるやかな交流を日常的に行う環境を醸成することを協議体の本旨として再認識し、個々のクラブへの新規会員募集の奨励やクラブ間交流を活性化するための合同イベントの開催、インターネットを活用した情報発信など、事業消化型でない活動がこれからは一層求められていくでしょう。公民館職員も、事業の企画実施だけで良しとすることなく、「協働」という形で常に市民の公民館活動に関わっていくとともに、地域での様々な活動に関する情報提供能力なども求められると思います。このような「民」と「官」とが両輪となっ**てこそ、公民館を基点とした人的交流が活性化する**のではないのでしょうか。

公民館の弱みは、「公民館をよく利用する人にとってはなくてはならない場だが、利用しない人には関心が向きにくい」ことだといわれています。また、歴史的に見ると初期の公民館には、集会所、図書館、博物館、視聴覚センター、青少年会館、更には職能訓練や生活改善など多様な機能が想定されていました。

もちろん、敗戦直後の当時、様々な施設を作ることなど夢物語であり、各地に残され

ていた集会所などを活用した公民館にそのすべての機能を負わせた、ということもできるかもしれませんが、この「何でも屋」的な性格は、現在の公民館にも受け継がれています。公民館活動は、文化・芸術・スポーツ・福祉・食生活など生活の様々な要素につながっているのです。

幸いなことに、本市の中央・金剛公民館は多くの市民が訪れる図書館との併設施設です（東公民館は図書分室が併設）。図書館に来た市民が、何気なく立ち寄った公民館のロビーで、公民館関連だけでなく地域の生涯学習やボランティア活動に関わる多彩な情報に触れることができる「文化情報センター」として機能すれば、より多くの人と人とをゆるやかに結びつける役割を果たせるのではないのでしょうか。このような情報の集まる場づくりをめざして、公民館クラブと公民館職員が手を携え、地域の生活文化全般に関するコーディネート役を果たすことにより、公民館を基点とした「弱い紐帯の強み」を地域で発揮することができると思います。

* * *

出自も背景も立場も信条も考え方も異なる人たちが、例えば、音楽や絵画といった趣味を通して、あるいは、郷土史などの学習を通して、公民館という場に集まって、それらの違いを乗り越えて、一緒に活動が続けていく。そこには、これからの社会をより良いものにするヒントがあるような気がしてなりません。

「多種多様な人のあり方を認める」とは、裏を返せば、共感も承認もできないような人たちとどう共存していくのか？ということでもあります。しかしながら、共感も承認もできないのは、その人のすべてではないはずです。好きになれないと思っていた人でも、別の側面では、同じ趣味を持っていたり、共通の習いごとをしていることが分かれば、それをきっかけにして、会話することも可能になるでしょう。異質なものを最初から避けて、自分にとって心地好い考えだけに耳を傾けるばかりでは、イノベーションは起こりようもありません。付き合ってみればイイ奴だった、ではないですが、**分断や対立を超えて、対話を重ねることによって、共通の価値観を見出してゆくことができる**のです。

公民館で学習していく中で、ここまで考える人は少ないかもしれません。しかし、意識するしないに関わらず、公民館活動をしている人たちは、この「違いを超えた共通の価値観の創造」を自然に実践できているのです。そして、公民館という場にもそれを実現させる磁力がああります。**人と人をむすびつけて、新しい何かを生み出すことのできる力**です。

その有機的なつながりが、公民館の中でも外でも生まれて欲しいと願います。公民館的なるものがあらゆる場所で開花して欲しいと思います。公民館にできること、公民館のこれからの可能性は、そこにあるのではないのでしょうか。

参考及び引用文献：

- ・月刊公民館 2009年7月号「高齢者の元気が、公民館の活力！」
- ・牧野篤『公民館をどう実践してゆくのか 小さな社会をたくさんつくる②』（東京大学出版会）
- ・福岡伸一『動的平衡 生命はなぜそこに宿るのか』（木楽舎）
- ・ウスビ・サコ『アフリカ出身 サコ学長、日本を語る』（朝日新聞出版）
- ・朝井リョウ「立て！ 金次郎」（講談社『世にも奇妙な君物語』所収）
- ・月刊公民館 2019年4・5月号「公民館の道しるべ」（上・下）
- ・マーク・グラノヴェッター「弱い紐帯の強さ」（『リーディングス ネットワーク論』収録）
- ・寺中作雄『公民館の建設』（1946年）
- ・富田林市立公民館『富田林市立公民館の50年』（2004年）
- ・貝塚公民館50年史編集委員会『50周年紀要 貝塚公民館50周年史』（2004年）
- ・文部科学省生涯学習政策局社会教育課・過疎問題懇談会説明資料『公民館の現状と課題』（2017年）
- ・KYOTOGRAPHIE 2020
【シンポジウム】 From DIVISION to VISION 平野啓一郎×ウスビ・サコ
(<https://www.youtube.com/watch?v=PXU9spPiu0k>)
- ・平野啓一郎『私とは何か 「個人」から「分人」へ』（講談社現代新書）



「公民館の歩き方」

編集

富田林市立公民館

発行

2021年（令和3年）6月

富田林市・富田林市教育委員会

まなび つどい たかめあう

2021年（令和3年）6月